

情 個 審 答 申 第 1 1 号
平成 2 7 年 2 月 1 8 日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 江 藤 孝

熊本市情報公開条例第 1 7 条の規定に基づく諮問について（答申）

平成 2 5 年 1 0 月 8 日付け、平成 2 5 年度諮問第 7 号で諮問を受けました下記の異議申立てについて、別紙のとおり答申します。

記

熊本市第 6 次総合計画基本計画中間見直し委員会の公募委員選考に係わる文書等の開示請求に伴う請求拒否決定に対する異議申立てについて

別 紙

諮問第7号

答 申

第1 審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った決定（請求拒否）は妥当である。

第2 異議申立ての経緯

本件異議申立ては、異議申立人（以下「申立人」という。）が熊本市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、熊本市第6次総合計画基本計画中間見直し委員会の公募委員選考に際し、各審査項目について何点と評価するかが具体的にわかる模範例等の資料、同選考における、企画課と他課との選考基準の格差は、何に基づく格差なのか、法的根拠に基づく格差なのかわかる資料を開示請求したことに対し、実施機関が開示請求拒否決定（不存在）を行ったことについて、当該決定の取消しを求めたものである。

第3 申立人の主張の趣旨

申立人が、異議申立書及び意見書で主張した内容は、おおむね次のとおりである。

条例理念を遵守しての公募委員選考であれば、「不存在」とするのは、熊本市憲法違反である。市民の全人格を審査評価するのであれば、私の文書等開示請求書（受付号第230号）評価項目等が全て「不存在」であるはずがなく、評価評点配点が執行されている事実があるので、庁内選考者のみでの公募委員選考配点は、職権乱用であり、熊本市憲法理念・公正公平が欠落したまま熊本市政公募委員選考制度が執行されたとは、幸山市政下では想像もつかない。

庁内公募委員選考者による面接に際して、応募原稿を目の前にして、面接の評点を応募者の目の前で加算した事実もなく、応募原稿評点と面接評点を合算したとする総合合計評点だけが、公募委員評価採否として突然出現するとは、前代未聞の公募委員選考制度である。熊本市職員に、聖徳太子以上の能力のある人材職員が現在居るとはとて思えない。

よって、基礎データの応募原稿の評点基準に則った評点と、面接の時の評価評点基準に則った評点を、即、「不存在でなく、存在交付執行」すべきである。

第4 実施機関の説明の趣旨

実施機関が、請求拒否理由説明書において主張した内容は、おおむね次のとおりである。

本件文書の存否について

1. 熊本市第6次総合計画基本計画中間見直し委員会の公募委員の選考に際しては、「熊本市第6次総合計画基本計画中間見直し委員会の公募委員の選考に関する要綱」に定める「熊本市第6次総合計画基本計画中間見直し委員会の公募委員選考基準」及び同選考基準をもとに審査項目の着眼点を取りまとめた参考資料「審査項目と着眼点（5段階評価）」により、選考委員が、作文の内容と面接内容とを総合的に判断し、審査することとしているため、当該文書は不存在である。
2. 附属機関等における公募委員の選考基準は、附属機関等の設置目的等に応じて当該附属機関等の所管課が作成するものであり、法的根拠に基づいて作成するものではなく、また、他の所管課が作成した選考基準との比較資料は作成していないため、当該文書は不存在である。

なお、「熊本市第6次総合計画基本計画中間見直し委員会の公募委員の選考に関する要綱」、「熊本市第6次総合計画基本計画中間見直し委員会の公募委員選考基準」及び「審査項目と着眼点（5段階評価）」については、同申立人より平成25年5月20日に行われた条例に基づく開示請求に対し、平成25年6月10日企画発第56号にて開示済みである。

第5 審議会の判断

1 本件文書について

開示請求書及び異議申立書からすると、本件文書は、熊本市第6次総合計画基本計画中間見直し委員会の公募委員選考に係わる文書等で次の事項がわかる文書である。

- (1) 評価項目「理解度と目的意識」において、作文でどの様に表現し、面接でどの様に口頭回答すれば、非常に優れている5点と評価配点するのかが具体的に分かる模範例等
更に、普通3点と評価配点するのかが具体的にわかる格差の模範例等（5点・4点・3点との差の明確に分かる格差基準）
- (2) 評価項目「熱意・積極性」において、作文でどのように表現し、面接でどのように口頭回答すれば、優れている4点と評価配点するのかが具体的にわかる模範例等
更に、普通3点と評価配点するのかが具体的にわかる格差の模範例等（4点・3点との差の明確に分かる格差基準）
- (3) 評価項目「視野の広さ・柔軟性」において、作文でどのように表現し、面接でどの様に口頭回答すれば、非常に優れている5点と評価配点するのかが具体的に分かる模範例等
更に、普通3点と評価配点するのかが具体的にわかる格差の分かる格差基準（5

点・3点との差の明確に分かる格差基準)

- (4) 評価項目「関心度・実践度」において、作文の内容がどの様に表現・実績がどの様なものを表現し、面接では、どの様に口頭回答すれば、非常に優れている5点と評価配点するのかが具体的にわかる模範例等

更に、普通3点と評価配点するのかが具体的にわかる格差の分かる格差基準（5点・3点との差の明確に分かる格差基準）

- (5) 評価項目「協調性・公平性・公正性」において、作文の内容がどの様に表現し、面接では、どの様に口頭回答すれば、非常に優れている5点と評価配点するのかが具体的にわかる模範例等

更に、普通3点と評価配点するのかが具体的にわかる格差の分かる格差基準（5点・3点との格差の明確に分かる格差基準）

- (6) 熊本市公募委員選考において、企画課と他課での公募委員選考評価表の格差が、何に基づく格差なのか等がわかる資料等

（特に、公募委員応募原稿だけの評価配点もなく、面接と応募原稿を見ながら応募者、面接者の全人格を庁内選考者のみで評価配点することが何の根拠によって、市政執行できるのか等のわかる資料等）

2 判断に当たっての基本的な考え方

当審議会においては、条例に基づき一部請求拒否の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

3 本件文書の存否について

本件文書が存在しないとする実施機関の説明は前記第4のとおりであり、不存在であることに不合理性は認められない。これに対し、申立人の主張には、文書の存在をうかがわせる合理的な理由は認められない。

よって、本件文書が存在するとは認められない。

4 結論

以上により、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	江藤	孝
会長職務代理者		高木	絹子
委	員	大江	正昭
委	員	馬場	啓
委	員	澤田	道夫

[参考]

審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
平成25年10月 8日	熊本市長から諮問を受けた。
平成25年11月14日	実施機関から請求拒否理由説明書を受理した。
平成25年12月20日	異議申立人から請求拒否理由説明書に対する意見書を受理した。
平成26年12月10日	諮問の審議を行った。
平成27年 1月14日	答申案の審議を行った。
平成27年 2月18日	答申案の審議を行った。

